

令和9・10・11年 香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約に係る 競争入札参加資格審査申請の手引き（新規受付用）

香川県広域水道企業団財産契約課
令和8年11月1日更新

令和9年1月1日から令和11年12月31日までの間に、香川県広域水道企業団（本部及び各センター等）が発注する**物品の買入れ等**（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係るものを除く。））の**契約**に係る競争入札の参加に必要な資格の審査を希望される方は、次のとおり競争入札参加資格審査の申請手続きを行ってください。

《お知らせ》

受付期間は 令和9年1月から令和11年11月までの毎月1日から15日の間です。

審査結果は受付月の下旬頃に通知し、翌月1日より名簿に掲載されます。

この受付は、令和9・10・11年香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿の更新受付とは異なりますので、かがわ電子入札システムでの申請はできません。申請書及び添付書類は、郵送もしくは持参にてご提出ください。

第1 誓約事項

香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格の申請に当たっては、以下の事項について誓約していただきます。

- (1) 競争入札参加資格申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと

地方自治法施行令第167条の4

（一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (3) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止措置要領 別表10の項から15の項までのいずれにも該当せず、将来においても該当する行為を行わないこと

香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止措置要領 別表
(暴力団関係者)

- 10 代表役員等、一般役員等*又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「代表一般役員等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 11 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- 12 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- 13 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 14 契約等の相手方が10の項から前項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- 15 10の項から13の項までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前項に該当する場合を除く。）において、企業団が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- * 代表役員等：有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）
一般役員等：有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者で代表役員等以外のもの

(4) 競争入札の参加資格を認定された上は、入札への参加、契約の履行に当たっては関係諸規程並びに担当職員の指示事項を遵守すること

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付けされる資格を有する者とし、す。この場合において、B級に該当する者は、契約の予定価格が400万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとします。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがあります。

資 格 要 件	資 格 区 分	
	A 級	B 級
申請日の直前の事業年度（1年間）の製造又は販売等の実績高（※1）	3,000万円以上	A級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合
申請日の直前の事業年度（1年間）の決算における自己資本額（払込資本額ではありません。）（※2）	50万円以上	
登録日現在における営業年数	2年以上	

※1 申請日直前の決算時における、法人の場合は損益計算書の売上高、個人の場合は所得確定書類の売上金額とする。

※2 申請日直前の決算時における、下記金額とする。

法人の場合＝貸借対照表：純資産合計額

個人の場合＝所得確定書類：（事業主借＋元入金＋青色申告前の所得金額）－（事業主貸）

第3 競争入札に参加することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。
- ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、その事実に関連すると認められた後3年間競争入札に参加することができないことがあります。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤まで規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4 入札参加資格申請の受付

- 1 受付期間（※期日内必着）
令和9年1月から令和11年11月までの毎月1日から15日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 2 申請方法
 - ・ 郵送
「簡易書留」「レターパック」を利用し、
〒760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号
香川県広域水道企業団 財産契約課 物品名簿担当 あてに郵送してください。
 - ・ 持参
受付場所 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課
受付時間 9時00分から12時00分、13時30分から16時00分
※不備書類有無の確認と受付のみとします。対面での書類審査は行いません。
 - ・ 行政書士
行政書士が複数の申請をする場合は、申請業者が確認できる一覧表（任意様式）を必ず提出してください。
- 3 資格審査結果の通知
受付・審査終了後、毎月下旬頃に通知します。
- 4 登録の有効期間
受付月の翌月1日から令和11年12月31日まで
- 5 申請内容の公表
受付期間の翌月1日に競争入札参加資格者名簿に登載し、企業団ホームページ等で公表します。

なお、申請された内容については、香川県広域水道企業団情報公開条例等に基づき、その全部又は一部を公表することがあります。

6 問い合わせ先

〒760-8514

香川県高松市番町一丁目 8 番15号 高松市防災合同庁舎

香川県広域水道企業団 財産契約課 物品名簿担当

電話 087-826-6114

FAX 087-826-1132

E-mail zaisankeiyaku_honbu@union.suido-kagawa.lg.jp

第5 提出書類

◎：必ず提出 ○：該当する場合に提出

提出書類	法人	個人
競争入札参加資格審査申請書受付票（様式２）	◎	◎
競争入札参加資格審査申請書（様式１）	◎	◎
添付書類 ※発行から3か月以内のもの。（写しでも可） ※添付書類が日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものを添付すること		
① 納税証明書等 ・法人税（申請者が個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 （納税証明書 その３の３（法人） その３の２（個人））	◎	◎
① 納税証明書等 ・個人住民税について滞納がない旨の証明書		◎
② 登記事項証明書	◎	
② 身分証明書等 注）Ａ・Ｂともに提出が必要 Ａ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書 Ｂ 法務局が発行する登記されていないことの証明書		◎ ◎
③ 決算状況を明らかにする書類 ・法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等で、申請日の直前の事業年度の決算のもの ・個人の場合：青色申告書など決算状況がわかるもの	◎	◎
④ 香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書（香川県指定様式） 【本社または契約先が香川県内にある場合のみ】	◎	◎
⑤ ISO 9001又はISO 14001を取得している場合は登録証	○	○
⑥ 特約店・代理店関係を証明する書類	○	○
⑦ 障害者雇用状況報告書【障害者雇用促進法43条第7項 <u>第6号様式</u> （第4条関係）】 ▲管轄のハローワークへ提出した書類▲	○	○
⑧ 営業に関し、許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面 ※営業種目「8, 9, 19, 31, 32, 36, 41」の場合は必須	○	○

第6 申請書類の作成及び記載方法

1 競争入札参加資格審査申請書（様式1）及び受付票（様式2）の作成方法

HPに掲載されている競争入札参加資格審査申請書（様式1）と競争入札参加資格審査受付票（様式2）をダウンロードし、直接入力もしくは印刷した申請書及び受付票に記載し、添付書類とともに提出すること。

2 競争入札参加資格審査申請書（様式1）の記載方法及び記入上の注意事項

1 申請者（本社情報）

- 法人業者の場合→法人番号13桁を記入すること。
- 個人事業者の場合→全て「0」で13桁を記入すること
- ① 申請者が法人の場合は本社の代表者、個人の場合は本人とすること。
- ② 申請者の記載内容は、登記事項証明書に記載している内容を記載すること。（住所、代表者職名等）
- ③ 申請者の電話番号欄には、法人の場合は本社の代表番号、個人の場合は事業所等の代表番号を記入すること。
- ④ IS09001又は14001の取得状況について記入し、取得している場合は登録証の写しを添付すること。
なお、登録証が日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものを添付すること。また、申請日現在で、有効な期間（更新している場合にあっては更新日から有効期限の満了の日まで）について記載すること。

2 競争入札参加資格者名簿に登載しようとする本社又は営業所等（契約先情報）

- ① 申請者（本社）が企業団と直接取引を希望する場合
→ 入札参加資格審査申請書の契約先情報に☒を記入
- ② 申請者が入札（見積）、契約及び代金の請求受領などの権限を営業所等に委任する場合
→ 入札参加資格審査申請書の契約先情報に受任者となる営業所等について記入。
 - 委任事項
 - ・見積及び入札に関する一切の権限
 - ・契約の締結に関する一切の権限
 - ・物品の納入及び取引等に関する一切の権限
 - ・代金の請求及び受領に関する一切の権限
 - ・復代理人の選任に関する一切の権限
 - 委任期間
入札参加資格の有効期間中

3 営業種目

- ① **手引き10ページの1～41までの営業種目中、主な種目を1つだけ選び**、その番号を記入すること。
ただし、「3 一般印刷類」及び「4 地図・フォーム印刷類」の登録は、印刷設備を所有している者に限る。この場合は、申請書の**7 その他**の備考欄に所有している印刷機等の印刷設備の名称、品番等を詳細に記入すること。
- ② 営業種目を1つとしているのは、企業団の競争入札参加資格者名簿登載の整理上の都合によるもので、競争入札の参加の範囲を限定するものではありません。

4 営業種目の詳細

- ① 営業種目の詳細は、主たる営業内容の欄には申請書で選んだ営業種目の詳細をまず記入し、次にそれ以外の営業も主として行っている場合はその内容を記入する。
- ② 従たる営業内容の欄には、上記以外に付随的に営業を行っている場合等があればその詳細について

て記入すること。

5 特約店・代理店及び主要取引メーカー関係

- ① 申請者が特約店・代理店となっているメーカー名の欄は、製造元・総発売元など仕入れ先と特約店又は代理店契約を結んでいる場合について、その仕入れ先メーカー名を記入すること。この場合、特約店・代理店関係を証明する書類を添付すること。
- ② 上記以外の主要取引メーカー名の欄には、特約店・代理店関係を除く主要な仕入れ先メーカー名を記入すること。

6 営業経歴等

- ① 設立年月日は、法人の場合は登記事項証明書の設立年月日、個人の場合は事業等を開始した年月日を記入すること。
- ② 営業年数は、上記の設立年月日から登録日（申請日の翌月1日）までの通算の営業年数を記入すること（1ヶ月未満は切り捨て）。
- ③ 払込資本金額は、申請日直前の決算時における、法人の場合は貸借対照表の資本金額、個人の場合は所得確定書類の元入金額を千円単位（千円未満切捨て）で記入すること。
- ④ 現在資本金額は、申請日直前の決算時における、下記を千円単位（千円未満切捨て）で記入すること。
法人の場合＝貸借対照表：純資産合計額
個人の場合＝所得確定書類：（事業主借＋元入金＋青色申告前の所得金額）－（事業主貸）
- ⑤ 製造販売実績は、申請日直前の決算時における、法人の場合は損益計算書の売上高、個人の場合は所得確定書類の売上金額を千円単位（千円未満切捨て）で記入すること。
- ⑥ 従業員数は、申請日の属する月の初日の本店及び支店等の全従業員で常時雇用している従業員の総数を記入すること。
- ⑦ うち障害者雇用数は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により報告義務のある場合は、**障害者雇用状況報告書**【障害者雇用促進法43条第7項第6号様式（第4条関係）】の「計」に記載のある人数、報告義務のない場合は、申請日の属する月の初日の常時雇用障害者の総数を記入すること。

7 その他

- ① 取引実績は、これまで官公署と取引実績がある場合に、官公署名、契約金額（千円単位）及び契約名称等を記入すること。（1契約単位とし3件まで）
※記入方法 契約先〇〇県：〇〇〇業務 ￥〇〇〇千円
- ② 営業上の許可、認可等の欄は、営業を行ううえで許可、認可、登録等を必要とする業種の場合、その名称を記入し、またそれを得たことを証する書面又は写しを添付すること。
- ③ 備考の欄は、営業種目を「3 一般印刷類」及び「4 地図・フォーム印刷類」の登録を希望する場合に限り、所有している印刷機等の印刷設備の名称、品番等を詳細に記入すること。

8 申請担当者

申請担当者欄は、申請内容に不明な点がある場合の連絡先となるので、実際にこの申請書を作成した社内の担当者名等を記入すること。行政書士事務所等に依頼した場合も、社内での担当者を必ず決めておいてください。

3 添付書類

- ① 納税証明書等【申請年月日前3か月以内の日付のものに限る。写しでも可】
 - ・法人税（申請者が個人の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書（納税証明書 その3の3（法人） その3の2（個人））

本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行・・・(国税)

※法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>

なお、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

◆納税証明書の取得に係るデジタル化の取り組みの推進により、下記をご参照ください。

・スマートフォン及びタブレット端末による電子納税証明書等の申請について

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/0022008-056.htm>)

・個人住民税の滞納がない旨の証明書（申請日の属する年の1月1日現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けたもの）。

② 身分証明書等【A、Bともに申請年月日前3か月以内の日付のものに限る。写しでも可】

・法人の場合・・・登記事項証明書

・個人の場合・・・A本籍地の市区町村が発行する身分証明書

B法務局が発行する登記されていないことの証明書（「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明）

③ 決算状況を明らかにする書類

法人の場合・・・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等で、申請日の直前の事業年度の決算のもの。

個人の場合・・・青色申告書など決算状況がわかるもの。

④ 香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書（香川県指定様式）【本社または契約先が香川県内にある場合のみ】

香川県税については、下記ホームページを参照ください。

問い合わせ先：香川県県税事務所

〒760-0068

高松市松島町1-17-28（香川県高松合同庁舎内）

代表電話番号 087-806-0306

※香川県ホームページ → 県内総合情報を見る → 暮らし・環境 → 税 → 県税のページ
→ 申請用紙等

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html#etc>

⑤ ISO 9001又はISO 14001を取得している場合は、登録証の写し

登録証が日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものを添付すること。

⑥ 特約店・代理店関係を証明する書類

「特約店代理店となっているメーカー名」を記入した場合に限る。証明が日本語以外の場合は、日本語に訳したものを添付すること。写しでも可。

⑦ 障害者雇用状況報告書【障害者雇用促進法43条第7項第6号様式（第4条関係）】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により報告義務のある常時雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が法定数以上の場合、管轄のハローワークへ提出している**障害者雇用状況報告書（第6号様式（第4条関係））**を添付すること。

※障害者雇用状況報告の提出について（厚生労働省HPより）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha-koyou_00002.html

⑧ 営業に関し、許可、認可、登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面

手引き10ページに記載の営業種目8、9、19、31、32、36、41については、必ず営業に関する証明書等を添付すること。

- (例) ・医療用具販売業 ・医薬品販売業 ・計量器販売業 ・燃料販売業
・揮発油販売業 ・金属くず商 ・古物商 ・建築物清掃業
・警備業 ・人材派遣業 ・屋外広告業 ・廃棄物処理業 など

第7 申請における注意事項

- ・漢字・カナ・数字は全角で入力してください。
- ・環境依存文字や単位記号・特殊文字を使用せずに常用漢字を利用してください。
- ・決算状況を明らかにする書類は日本語で作成してください。
- ・その他の書類が外国語で記載しているものは日本語の訳文を付記し、添付してください。
- ・決算状況を明らかにする書類に記載する金額は日本国通貨で表示してください。
- ・その他の書類が外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、添付してください。

《参 考》

営 業 種 目

1	文 具 事 務 機 器 類	22	写 真 機 ・ 写 真 材 料 類
2	用 紙 類	23	厨 房 用 器 具 類
3	一 般 印 刷 類	24	暖 冷 房 衛 生 設 備 機 器 類
4	地 図 ・ フ ォ ー ム 印 刷 類	25	消 防 防 災 機 器 類
5	印 章 類	26	清 掃 器 具 ・ 塗 料 ・ 船 具 類
6	表 彰 品 ・ 記 念 品 類	27	水 道 用 資 材 類
7	医 療 機 械 器 具 類	28	造 船 類
8	薬 品 類	29	木 材 類
9	計 測 理 化 学 機 械 器 具 類	30	建 築 ・ 建 設 資 材 類
10	車 両 類	31	金 属 く ず ・ 古 物 商
11	視 聴 覚 機 器 類	32	建 築 物 環 境 維 持 管 理
12	電 気 通 信 機 械 器 具 類	33	賃 貸 ・ リ ー ス
13	建 設 産 業 機 械 器 具 類	34	企 画 ・ 広 告 ・ イ ベ ン ト
14	農 業 機 械 器 具 類	35	コ ン ピ ュ ー タ 処 理 ・ ソ フ ト ウ ェ ア 開 発
15	衣 料 雑 貨 類	36	警 備 保 障 ・ 人 材 派 遣
16	家 具 木 工 類	37	調 査 ・ 研 究 ・ 検 査
17	室 内 装 飾 看 板 類	38	代 理 業
18	食 料 品 類	39	そ の 他
19	燃 料 類	40	森 林 整 備
20	書 籍 類	41	廃 棄 物 処 理 業
21	運 動 用 具 ・ 楽 器 類		

※ 営業種目番号に○があるものは、営業に関する、許可、認可、登録等を得たことを証する書面またはその写しを添付すること。その他の業種については、必要に応じて添付すること。